

令和7年度第3回特別小委員会

議事録

開催日時 開催場所	令和7年8月25日（月） 和歌山労働総合庁舎6階会議室	8時57分から 9時46分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名	出席3名 出席3名 出席3名

○岡田委員長

ではただ今から、第3回特別小委員会を開催します。
初めに、本日の委員の出席状況、会議の成立状況等について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。報告いたします。
運営規程第5条第4項に会議の開催要件としまして、公、労、使の各側委員の1名以上を含む過半数の出席となっております。本日、公益代表3名、労働者側3名、使用者側3名の御出席ですので要件を満たしており、会議が成立していることを報告いたします。

また、本小委員会は原則公開となっており、8月21日に傍聴の告示を行いましたが、傍聴希望者はございませんでした。以上、報告いたします。

○岡田委員長

ありがとうございます。では、議題に入ります。
まず、議題の2の（1）の和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について、前回審議を行いまして、全会一致せず必要性なしという結論に達しました。そちらでよろしかったでしょうか。

〈意見等無し〉

○岡田委員長

では、改正決定の必要性有りとすることはできないとの当委員会の意見となりましたので、事務局は後ほど報告書案を作成してください。

では、議題の（2）に入りたいと思います。（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパー、マーケット、食料品スーパー、マーケット最低賃金の決定の必要性の有無

についてです。

まず、前回少し議論をお互いの意見を開示いたしましたけれども、持ち帰っていただきて各側でさらに議論を進めていただいたかと思いますので、御意見をまずはお伺いをしたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

〈意見等無し〉

○岡田委員長

はい、では労側からお願ひいたします。

○芝池委員

はい、よろしくお願ひします。前回の審議の続きということで、前回使用者側の方から分類に関しての部分と、流通業だけではなくて流通業に関わる運送業という部分、あるいは介護の部分も非常に課題が多いんじゃないかということで御意見いただきました。その中に関しましては、まず分類の方ですけど、分類という中でいうと、引くるめでいうと流通業の中でも、今回、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー・マーケットということで、主に視点を置いてるのが食料品を主に扱う業種というところで視点を置いてます。それはなぜかつていうと、やはり食料品を主に扱うっていうことは、すなわち県民の生活にも直結している業種であって産業であるということで、その部分で、今、ずっと、近年、人の採用が難しい、新規も難しいし、例えばパートタイマー、アルバイトの採用も非常に困難になってきてるっていうのが、近年、非常に顕著になってきています。それでこれだけ最賃が上がってくると、まして産業によつては人を取りたいがために、特に大手さんは高い採用賃金、採用時給ですね、設定したりとかっていうのが表れてきています。そのことも含めて考えると、これからさらにこの流通業、なかでも私が今回挙げた業種3業種については、採用が困難になってくるであろうところは、十分推測されるということあります。しかも我々の生活にも関わってくる産業なので、是非和歌山県としてもこの3業種、産業を守っていくということの視点で、今回新設の申し出をしているわけでございます。

そして、今現在ある百貨店、総合スーパーに関しましては、これも実は埋没してもう数年たってます。そこからすると今回必要性ないんじゃないかということなんですけれども、前回申し上げましたけれども、百貨店、総合スーパーというところで見た時には、今現在で言えば、これかつては違うんですね。今現在でいえば、和歌山県も百貨店1社しかないし、総合スーパーもオーパーさんとイオンさんで数店舗になってきてるので、これが時代の背景で変わってき

るので、それが段々と、いわゆる食料品スーパー・マーケットの方が今は台頭してきているというところで、この時代背景も踏まえて、百貨店、総合スーパーではなくて、ここに食料品スーパー・マーケットという今主たる流通業の中でも中心的な業種、これを入れることによって、これまでの百貨店、総合スーパーではない部分での時代に合わせた、そして、将来を見据えた特定最賃の新設ではないかというところが、我々の今回の主たるところでございます。そして、確かに前回御指摘いただいた運送業とか介護に関しましても、これも非常に課題を抱えた業種であることは、間違いないと私たちも思っております。介護におきましては、実は政府の方でも厚生労働大臣が、介護業界の人材確保に非常に困っているということもあって、特定最賃がどうかという話も若干出ているのは、十分承知しております。ただここはですね、介護に関しましては、まず特定最賃の前に介護報酬の改定が進まないとそれこそ事業者を苦しめてしまうというところがありますので、まず、介護報酬の見直しをした上で、それが十分にされて、いわゆる使用者側も十分に払える財源ができる、そして特定最賃の審議に入っていくというのが順番ではないかというふうに思っております。その必要性は十分私たちも理解をしております。なおかつ私どもの加盟組合に介護協会（NCC）というのが入っておりますので、そのところは十分に承知しておりますので、これは使用者側の御指摘のとおりかなと思っております。あと運送業におきましても、これはいわゆる2024問題とか、そして、今年の6月ですかね、新しい法律ができたりとかこの運送業に対する色々な課題っていうのは、社会的に認識されているというのがあって、しかも中々人の採用も難しい、そして、逆に運送業に対する必要性というのは、どんどん高まってきている。通販とかですね、非常に発展してきてっていうのはあるので、ここも確かに急がなきやいけないところなんですけども、いかんせん、この特定最賃の申請をしようと思ふと、公正競争にしても労働協約ケースにしても、条件を揃えなきやいけないというのを考えると、とてもじゃないけどこの運送業でこの条件を揃えるのは、今の現状では私たちでは不可能に近いというところでありますので、課題は十分に認識はしてるんですが、なかなかそこには今、踏み込めないという現実がございます。今申し上げましたように、まず、特定最賃の中で新設するにおいて、大前提として条件を揃えなきやいけないというところ、そしてなおかつ、十分に我々が新設を申し出て社会的にある程度この業種って大事だよねっていうふうに認識をしてもらえるっていうところで考えて、優先順位をつけて考えると、今回の3業種っていうところでございますので、そのところも含めて御理解いただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○岡田委員長

はい、ありがとうございます。では使用者側お願いします。

○児玉委員

はい、ありがとうございます。前回私どもも申し上げたポイントをいくつかについて整理いただきましてありがとうございます。最後のところで私も言おうと思ってたんですけど、条件の話なんです。大前提のっていう話だったんですけど、事務局の方にもう1回整理していただけたらありがたいなと思うのが、公正競争の場合と労働協約の場合とその条件についてもう1回御説明いただけたらありがたいですけれども。

○岡田委員長

はい、では事務局の方説明お願いします。

○事務局（谷本）

はい、労働協約ケースと公正競争ケースというのがございます。その要件は、労働協約ケースは、労働条件の向上の観点から行われるケースとなっていきます。公正競争ケースは、事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべきものとなっております。以上です。

○児玉委員

鉄鋼の場合は、先にこれは労働協約ケースで良かったんですかね。百貨店、総合スーパーにしては公正競争っていうことなんんですけど。今お話をいただいた百貨店、総合スーパー加えて食料品っていうところの必要性については、否定しているわけではありません。わざわざ今聞いたのは、労働協約をもってこの分野について他の業種なり、他の方々との比較の中で、優先したいということであれば、それはそれなりの意味があるかもしれないんですが、前回から申し上げてる先ほど御指摘いただいた運送業等と同じ流通業での違いといいますか、区別ですね、どう考えてるのか。介護医療等については、別の報酬の体系があります。1つ抜けてたのは、コンビニとかドラッグストアとか同じ食料品を専門に扱ってはないけれども食料品も扱っているような同様の業種もありますよと。その辺の線引きが非常に難しく、優先順位をつけながらっていうのは、労働組合の方の囲いやすいがために、優先順位をつけてるということであるならば、労働協約ケースで進めるというのも1つの手かなと思いつつも、それは別にアドバイスをしているわけでも何でもないんですが、公正競争でって

いうことになると、どうしてもその対象分野っていうのが非常に県民にはわかりにくいのではないでしょかということについては、るる説明をいただきましたけれども、我々は何度も聞いてるからわかるのであって、一般の方々については、特にドラッグストア、コンビニっていうのは本当に身近な店舗の多さもあったと思うんですけども、そういったところと御指摘の対象のところとの差っていうのが非常にわかりにくいだろうというのが明白にはなってないなという印象でございます。

前段にある百貨店、総合スーパー、先ほど委員長の方から必要性のないということの確認が前回あったわけですけれども、最低賃金との関係、いわゆる地賃との関係の中で、令和3年からでしょうか、埋没をしてるということで何か問題が生じてきたり、これまでとの経済情勢の中で総合スーパーの存在価値みたいなものが変わってくれれば、それはそれで議論の余地があるかなということも埋没する時にはお話をさせていただいたんですけども。その後、特段その環境の変化もないということであるならば、そういうことの皆さんの認識の中で改正の必要性なしということになったと思います。そのことも踏まえて、さらにそこで食料品を加えても、今の最低賃金の大幅なアップの中で特段そこを差別化するということの意味合ひっていうのは、全く乏しいのではないかなと思います。以上です。

○岡田委員長

はい、ありがとうございます。労側は今の使側の意見に関して何かござりますか。

○芝池委員

はい。協約ケースと公正競争ケースのお話が今ございましたが、それにつきましては、我々もちょっと色々検討すべきところでは、元々あったんですけども、コンビニ、ドラッグストアっていうところを今回入れていないのは、特にコンビニなんかですね、例えばセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、3大企業ございますけども、全て大きくいえるのは、結局、営業やってるのはフランチャイズが主たるものになってるので、いわゆる小規模事業所みたいな感じになってくるので、そこでぐっと強制的に上げていくっていうのはやっぱり影響も大きいのかなっていうふうに思っております。例えばかつて各種商品小売りっていう部分があって、他県ではまだ若干残ってますけど、あの時は各種食料品小売ってやってしまうと事業所が相当いわゆる小規模事業所も入ってしまって、それこそ支払能力の関係もあってっていうのがあったので、という課題があったというふうに私も認識しているんですが、コンビニに関して

はそれに近いものがあるのかなというふうに思っております。ドラッグストアに関しては、御指摘の部分もあるかと思うんですけれども、実際我々も昨年度これ入れて出してますんで御指摘の部分も十分あるかと思ってるんですが、ドラッグストアの場合は、最近、昨今、確かに食料品の構成比が上がってきまして、売り場面積を見てもどんどんどんどん広がってきているっていうのが現状あります。ただ、ドラッグストアっていうのは、あくまで薬の販売が主であって、あの業界も薬の販売が主で、薬でしっかりと利益を出して、そしてなおかつ、利便さのためにというところで食料も扱っているというところが、当初の流れなんですけども、あくまでは薬の販売っていうのがドラッグストアの主たるところかなというところがって、もう少し食料品っていうところに今年度は特化させていただいたという経緯でございます。なので若干、今回、公正競争ケースにさせていただいてますけども、これに関しては、実は私どもも労働協約ケースでも実際問題は、今回の条件を満たせたんですけども、労働協約ケースっていうのも、ただ和歌山県の場合は過去の流れもありまして、それで今回公正競争ケースにさせてもらいましたけれども、労働協約ケースで考えて労働条件向上というところで、まず、主たるそれを持ってるところの主たる労働条件の改善っていうところで、そこに付随してまだ組合を持ってない企業も入ってくるっていうのも1つの今児玉委員の方からお話のあったっていうのは、私たちもそれは非常に大きなポイントかなというふうな認識はしております。ただ、今、今年度は色々なことを鑑みて公正競争ケースで提案させていただいているということあります。以上でございます。

○岡田委員長

はい、ありがとうございます。大体議論の流れが前回よりは見えてきたかなというふうに思うんですけども、最後のこの場での結論をどうするかっていうところの各側の意思確認ということも必要かと思うので、できればここで個別審議、公使公労で話ができればと思うんですけどもその段取りでよろしいでしょうか。使側からお話をしたいと思いますので、労側はお待ちいただいて。

〈公使個別審議〉

〈公労個別審議〉

○岡田委員長

では委員会を再開いたします。公労、公使それぞれお話をさせていただきました結果として、この議題の2にあります（仮称）和歌山県百貨店、総合ス

パー・マーケット、食料品スーパー・マーケット最低賃金については全会一致での結論が得られませんので、決定の必要性ありとは報告できませんということですかがでしょうか。大丈夫ですか。

〈意見等なし〉

○岡田委員長

それでは（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパー・マーケット、食料品スーパー・マーケット最低賃金については、全会一致に至らず、決定性の必要性ありとすることはできないということを当委員会の意見としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〈異議なし〉

○岡田委員長

では、事務局は報告書案を作成してください。

〈事務局が特別小委員会報告書案を作成〉

〈委員に特別小委員会報告書案を配付〉

○岡田委員長

では、議題の1と議題の2につきまして報告書案を作成していただきましたので、事務局から朗読をお願いします。

〈事務局が特別小委員会報告書案を朗読する〉

○岡田委員長

はい、ありがとうございます。

ただ今の報告書案について、御意見等ございませんでしょうか。

〈意見等なし〉

○岡田委員長

特に意見がないようですので、ただ今の報告書案が了承されたものとします。

事務局は、報告書の写しを配付してください。

〈事務局が特別小委員会報告書写しを配付〉

○岡田委員長

はい。お手元に報告書を配付いたしました。この報告書を、9月8日に開催される予定の第4回本審に提出することにいたします。

では、3番目の議題 その他ですけれども、その他として何かございますでしょうか。

〈意見等なし〉

○岡田委員長

事務局は何かありますか。

○事務局（谷本）

特にございません。

○岡田委員長

特になくないので、これで閉会といたします。複数回にわたって議論いただきありがとうございました。